

監査告示第1号

定期監査の結果について

地方自治法第292条の規定を準用し、同法第199条第2項及び第4項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第1項の規定により定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成29年1月26日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本良一

大東四條畷消防組合監査委員 曾田平治

平成28年度定期監査の結果

1. 監査の対象

- ・消防本部総務課

2. 監査の期間

平成28年12月2日～平成28年12月26日

3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準に基づき、消防本部総務課が所管する平成28年度一般会計口座引落事務について、関係する帳簿並びに保管する文書等の提出を求めた。これらをもとに所管課である総務課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 指摘及び留意事項

概ね適正に事務が執行されていた。

しかしながら、一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 各費目における資金管理について

資金前渡口座（大口）については、各庁舎における電気・ガス・水道の光熱水費に加え、加入電話・イントラネット等の通信運搬費について、引き落としを行っており、同一口座に複数費目の経費が混在している。

混在については問題ではないが、今年度の資金前渡を確認すると、各費目の資金が年度当初に、速やかに資金前渡されておらず、本来なら光熱水費に充てられる資金が、一時的に通信運搬費に充てられている形になるなど、改善すべき点が見られた。

今後は、各費目の資金について、適切に管理されたい。

(2) 金銭出納簿の管理方法について

各資金前渡口座において、金銭出納簿を作成し、資金の管理を行われているが、資金不足が生じているケースがあった。

今後は、金銭出納簿の管理はもちろん、他の方策を検討し、上記のような事態を防止されたい。

(3) 利息について

各口座において発生していた利息について、未処理の状態が散見された。

資金前渡資金にかかる利息が生じた場合は、速やかに調定し、一般会計へ歳入されたい。

(4) まとめ

消防組合となって様々な事務が増加するなか、事務の効率化を目的として、口座引落払いを導入したことは、これまで納付書払いとしてきた光熱水費や通信運搬費の支払い事務の負担軽減に繋がっており、評価できる。

また、ガソリン等の燃料代においては、事務負担の軽減に加え、店頭価格で購入ができており、歳出予算の縮減も図られていると思われ、併せて評価できる。

しかしながら、その事務処理には、いくつか是正すべき点が見られたことから、対応策を至急講じ、改善されたい。

資金前渡は、債務確定後の支払いが原則という公金支出における特例であり、また別口座での管理となるなど、通常よりも高い管理意識が必要となることから、法的根拠や趣旨をよく理解したうえで、適正な事務執行をお願いするとともに、管理事務の合理化による市民サービスの向上をめざし、なお一層努力されたい。